

頁	現行（令和五年六月修正）	修正案	修正理由
29	<p>第2章 予防</p> <p>第1節 災害に強い組織・ひとづくり</p> <p>第5 防災知識の普及</p> <p>2 住民に対する防災知識の普及</p> <p>（略）なお、災害知識の普及にあたり、高齢者、乳幼児、障害者等災害弱者への広報に十分配慮するとともに、街頭や避難所周辺への標識設置によるリアルハザードマップなどのわかりやすい広報資料を作成するなどして広報の充実に努める。</p> <p>【新規】</p>	<p>第2章 予防</p> <p>第1節 災害に強い組織・ひとづくり</p> <p>第5 防災知識の普及</p> <p>2 住民に対する防災知識の普及</p> <p>（略）なお、災害知識の普及にあたり、高齢者、乳幼児、障害者等災害弱者への広報に十分配慮するとともに、街頭や避難所周辺への標識設置によるリアルハザードマップなどのわかりやすい広報資料を作成するなどして広報の充実に努める。</p> <p>また、地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民等に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p>	<p>県防災計画の内容を反映</p>
45	<p>第3節 応急活動体制の整備</p> <p>第6 災害ボランティア計画の整備</p> <p>3 関係者相互の連携の強化</p> <p>市、社会福祉協議会、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、婦人会、ボランティア等、災害時に連携をとる必要がある関係者が、平時から災害時の相互協力の在り方について合意形成に努め、協力体制の整備を図る。</p> <p>【新規】</p>	<p>第3節 応急活動体制の整備</p> <p>第6 災害ボランティア計画の整備</p> <p>3 関係者相互の連携の強化</p> <p>市、社会福祉協議会、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、婦人会、ボランティア等、災害時に連携をとる必要がある関係者が、平時から災害時の相互協力の在り方について合意形成に努め、協力体制の整備を図る。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN</p>	<p>県防災計画の内容を反映</p>

<p>49</p>	<p>第9 要配慮者支援体制の整備</p> <p>1 在宅要配慮者に対する対応</p> <p>(2) 通信設備等の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム ○ 聴覚障がい者等への災害情報伝達を効率的に行うための文字放送受信装置 <p>【新規】</p> </div>	<p>PO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p> <p>第9 要配慮者支援体制の整備</p> <p>1 在宅要配慮者に対する対応</p> <p>(2) 通信設備等の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム ○ 聴覚障がい者等への災害情報伝達を効率的に行うための文字放送受信装置 ○ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報装置 </div>	<p>県防災計画の内容を反映</p> <p>防災備蓄倉庫の整備が完了したため</p>
<p>51</p>	<p>第11 備蓄・調達体制の整備</p> <p>2 防災用倉庫の整備</p> <p>災害に備えて必要な物資を備蓄するため、防災用倉庫の整備を図</p>	<p>第11 備蓄・調達体制の整備</p> <p>2 防災用倉庫の整備</p> <p>災害に備えて必要な物資を備蓄するため、防災備蓄倉庫を5箇所</p>	

77	<p>る。</p> <p>第3章 風水害等応急 第3節 災害広報 第1 住民への広報活動</p> <p>総務対策部・市民対策部・市長政策対策部は、時期に配慮し、適切な手段と内容の住民広報を行う。</p> <p>【新規】</p>	<p>整備した。今後は必要に応じて、防災用倉庫の整備を図る。</p> <p>第3章 風水害等応急 第3節 災害広報 第1 住民への広報活動</p> <p>総務対策部・市民対策部・市長政策対策部は、時期に配慮し、適切な手段と内容の住民広報を行う。</p> <p>なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表にあたっては、警察及び市と連携するものとする。</p>	<p>県防災計画の内容を反映</p>
83	<p>第4節 応援要請・受け入れ 第6 ボランティアの活動支援 1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>福祉対策部は、社会福祉協議会に対し、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営を要請する。</p> <p>【新規】</p>	<p>第4節 応援要請・受け入れ 第6 ボランティアの活動支援 1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>福祉対策部は、社会福祉協議会に対し、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営を要請する。</p> <p>災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>県防災計画の内容を反映</p>
112	<p>第10節 避難対策 第8 避難所の運営 1 運営の担当者</p> <p>避難所の運営は、災害初期では避難所派遣職員が担当する。</p>	<p>第10節 避難対策 第8 避難所の運営 1 運営の担当者</p> <p>避難所の運営は、災害初期では避難所派遣職員が担当する。</p>	<p>県防災計画の内容を反映</p>

	<p>その後、避難所生活が3日以上継続されることが明確となったときは、避難所の運営は、ボランティア、自主防災組織の協力をえて、避難者自身による自主運営の形態（避難所運営委員会等）で行う。</p> <p>【新規】また、女性や乳幼児・高齢者などの避難生活を考慮するため、委員には女性を含め、男女共同参画の視点で運営する。【新規】</p>	<p>その後、避難所生活が3日以上継続されることが明確となったときは、避難所の運営は、ボランティア、自主防災組織の協力をえて、避難者自身による自主運営の形態（避難所運営委員会等）で行う。</p> <p>それに伴い、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>また、女性や乳幼児・高齢者などの避難生活を考慮するため、委員には女性を含め、男女共同参画の視点で運営する。</p>													
116	<p>第1 1 節 要配慮者への対応</p> <p>第1 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>(6) 避難体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>【新規】</p>	<p>第1 1 節 要配慮者への対応</p> <p>第1 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>(6) 避難体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>③市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>県防災計画の内容を反映</p>												
129	<p>第1 4 節 衛生・清掃対策</p> <p>第4 生活ごみの処理</p> <table border="1" data-bbox="224 1316 922 1396"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	処理能力				<p>第1 4 節 衛生・清掃対策</p> <p>第4 生活ごみの処理</p> <table border="1" data-bbox="1088 1316 1787 1396"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	処理能力				<p>宇城クリーンセンターの処理能力が当初計画</p>
名 称	所 在 地	処理能力													
名 称	所 在 地	処理能力													

	宇城クリーンセンター	宇城市松橋町萩尾1 775-3	95t／日	宇城クリーンセンター	宇城市松橋町萩尾1 775-3	86t／日	から変更になったため
151	<p>第4章 震災応急</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第2 災害警戒活動</p> <p>2 活動体制</p> <p>地震第1 配備体制は、本庁舎及び各支所の防災担当職員が本庁防災消防課長からの指示があった場合に警戒活動を行う。</p> <p>【新規】</p>			<p>第4章 震災応急</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第2 災害警戒活動</p> <p>2 活動体制</p> <p>地震第1 配備体制は、本庁舎及び各支所の防災担当職員が本庁防災消防課長からの指示があった場合に警戒活動を行う。</p> <p>地震第2 配備体制において、災害待機班は本庁防災消防課長からの出動指示があった場合に限り、出動する。</p>			地震配備体制見直しのため
175	<p>第1 3節 住宅対策</p> <p>第2 応急危険度判定の実施</p> <p>1 判定作業の概要</p> <p>応急危険度判定の作業概要は、次のとおりである。</p> <p>【被災建築物応急危険度判定】</p> <div data-bbox="297 1026 976 1177" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会）に従う。</p> </div>			<p>第1 3節 住宅対策</p> <p>第2 応急危険度判定の実施</p> <p>1 判定作業の概要</p> <p>応急危険度判定の作業概要は、次のとおりである。</p> <p>【被災建築物応急危険度判定】</p> <div data-bbox="1162 1026 1841 1177" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 判定は、「宇城市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に従う。</p> </div>			宇城市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル改定のため
183	<p>第5章 復旧復興</p> <p>第1節 住民生活の安定のための緊急措置</p> <p>第2 被災者台帳の整備</p> <p>1 被災者台帳</p>			<p>第5章 復旧復興</p> <p>第1節 住民生活の安定のための緊急措置</p> <p>第2 被災者台帳の整備</p> <p>1 被災者台帳</p>			県防災計画の内容を反映

	<p>市民対策部は、必要に応じて被災者台帳を作成し、被災者に対し総合的かつ効率的な援護が実施できるよう努めるものとする。</p> <p>【新規】</p>	<p>市民対策部は、必要に応じて被災者台帳を作成し、被災者に対し総合的かつ効率的な援護が実施できるよう努めるものとする。</p> <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	
--	--	--	--